

公文書一部公開決定通知書

3 愛西議第 535 号
令和 4 年 2 月 2 日名古屋市民オンブズマン
代表 滝田誠一 様

愛西市議会議長 島田 浩



令和 4 年 1 月 18 日付けで公開請求のありました公文書については、次のとおりその一部を開することとしましたので、愛西市情報公開条例第9条第1項の規定により通知します。

公 文 書 の 名 称	審査請求書（令和 4 年 1 月 13 日付け）及び添付資料
公開を実施する日時及び場所	日時 令和 4 年 2 月 3 日 13 時 場所 愛西市役所 総務部総務課
公開の実施の方法	1 閲覧 2 視聴 3 写しの交付
公開実施実費の額	210 円（10 円 × 21 面）
写しの送付に要する費用	郵便切手 一 円分
準備に要する日数	一日
公開しないこととした部分	<ul style="list-style-type: none"> ・審査請求の対象となる理由の内容（別紙）及び添付資料のうち、審査の内容に関わる部分 (上記部分には、次欄で示す愛西市情報公開条例第 5 条第 2 号及び第 3 号に該当する部分を含む)
公開しないこととした根拠規定及びその理由	<ul style="list-style-type: none"> ・愛西市情報公開条例第 5 条 5 号 (公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるもの) 当該部分は、現在愛西市議会政治倫理審査会で審査中の事案の内容が記載されており、上記規定に該当するため。 ・同条例第 5 条第 2 号 (個人の情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述により、特定の個人を識別することができるもの) 個人の氏名等は上記規定に該当するため。 ・同条例第 5 条第 3 号 (法人その他の団体に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの) 法人の名称等は、上記規定に該当するため。
担当課室等	議会事務局 議事課 電話 0567-55-7141 内線 411
備考	

この決定に不服のある場合には、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して 3か月以内に、実施機関に対して審査請求することができます。

注1 当日は、この通知書を持参の上、上記の公開場所までお越しください。

注2 当日御都合が悪い場合は、あらかじめ公開窓口まで御連絡ください。

様式第3号（第5条関係）

令和4年1月13日

審査請求書

（宛先）愛西市議会議長

（審査請求議員署名欄）

愛西市議会議員 山岡幹雄 (審査請求代表者)
同 近藤武
同 原裕司
同 佐藤信男
同 高松幸雄
同 竹村仁司

愛西市議会議員政治倫理条例第7条の規定により、次のとおり愛西市議会政治倫理審査会の審査を請求します。

審査請求の対象となる 議員の氏名	吉川三津子議員
審査請求の対象となる 事由の該当条項	愛西市議会議員政治倫理条例第4条第1項第1号 愛西市議会議員政治倫理条例第6条
審査請求の対象となる 事由の内容	別紙資料
審査請求の対象となる 事由を証する資料	別紙資料

（議員用）



別紙

一般質問において [REDACTED] 議員が [REDACTED]
[REDACTED] を市に要望する質問をした。市側は [REDACTED] を行うと答弁があ
った。 [REDACTED] が指定管理
業者となりこの [REDACTED] 設立から [REDACTED] 議員は [REDACTED] になっていたが、現在は愛
西市役所に口頭で [REDACTED] を [REDACTED] したと説明している。しかし、 [REDACTED]
一般質問で [REDACTED] 議員自ら [REDACTED]

[REDACTED]
と発言があった。

令和3年 [REDACTED]

[REDACTED] が令和3年12月議会に [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

[REDACTED] 氏と記載されていた。

令和3年8月6日（金） 全員協議会

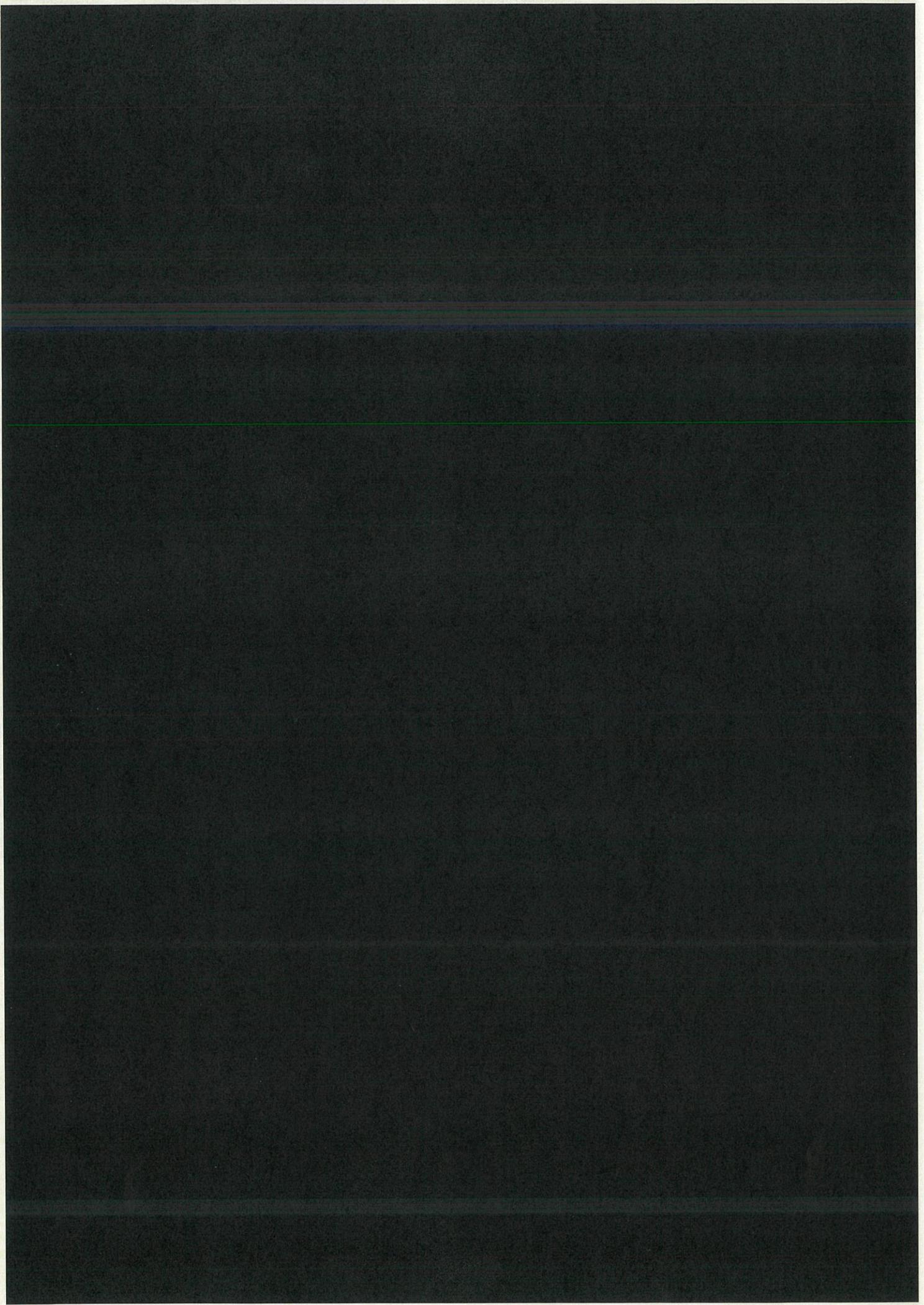
卷四

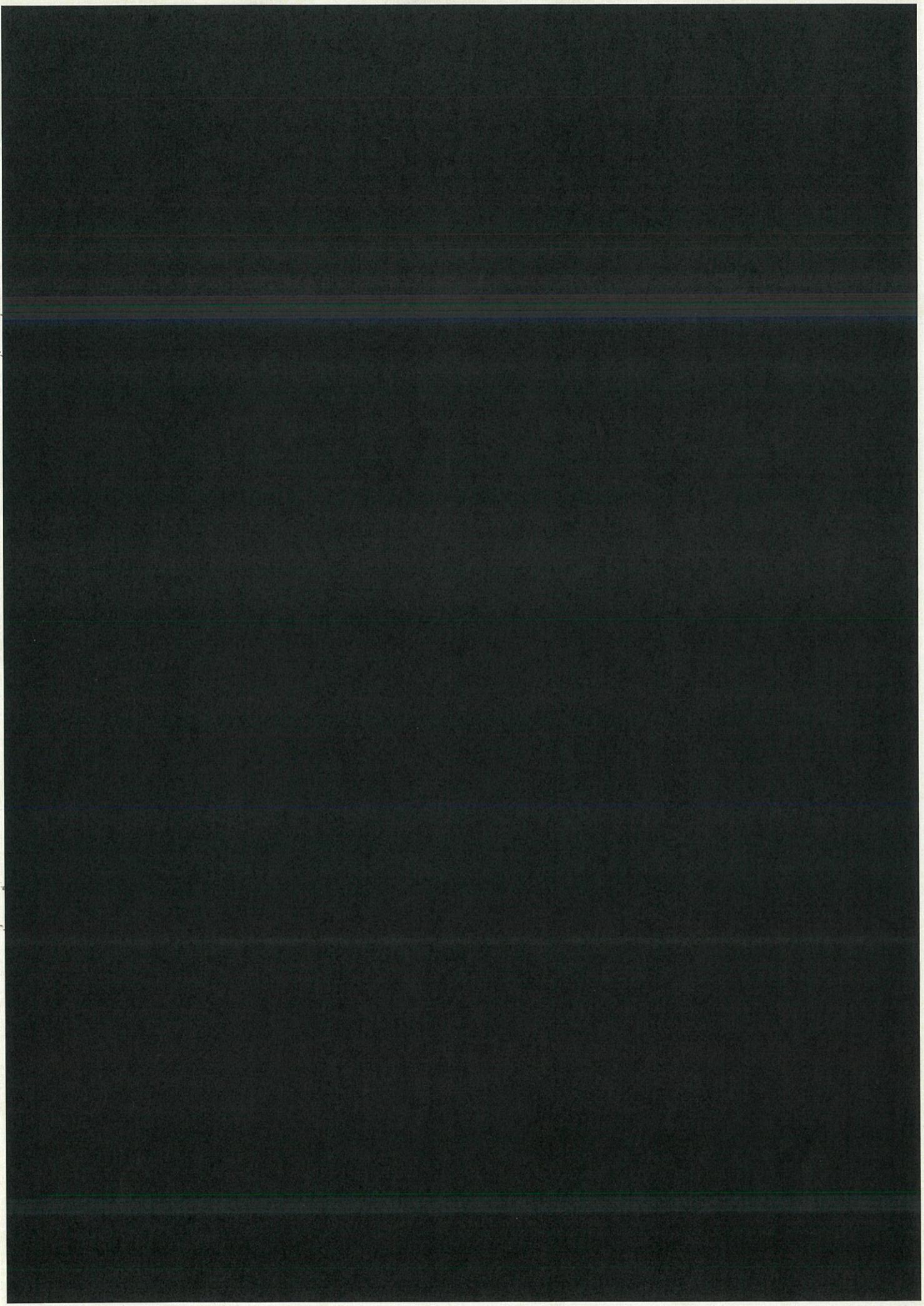
について、ですね、先日、このとかにあって、この中にも、からのを見てやられたのか、
ということで、先日、愛西市の議員のです。多分、

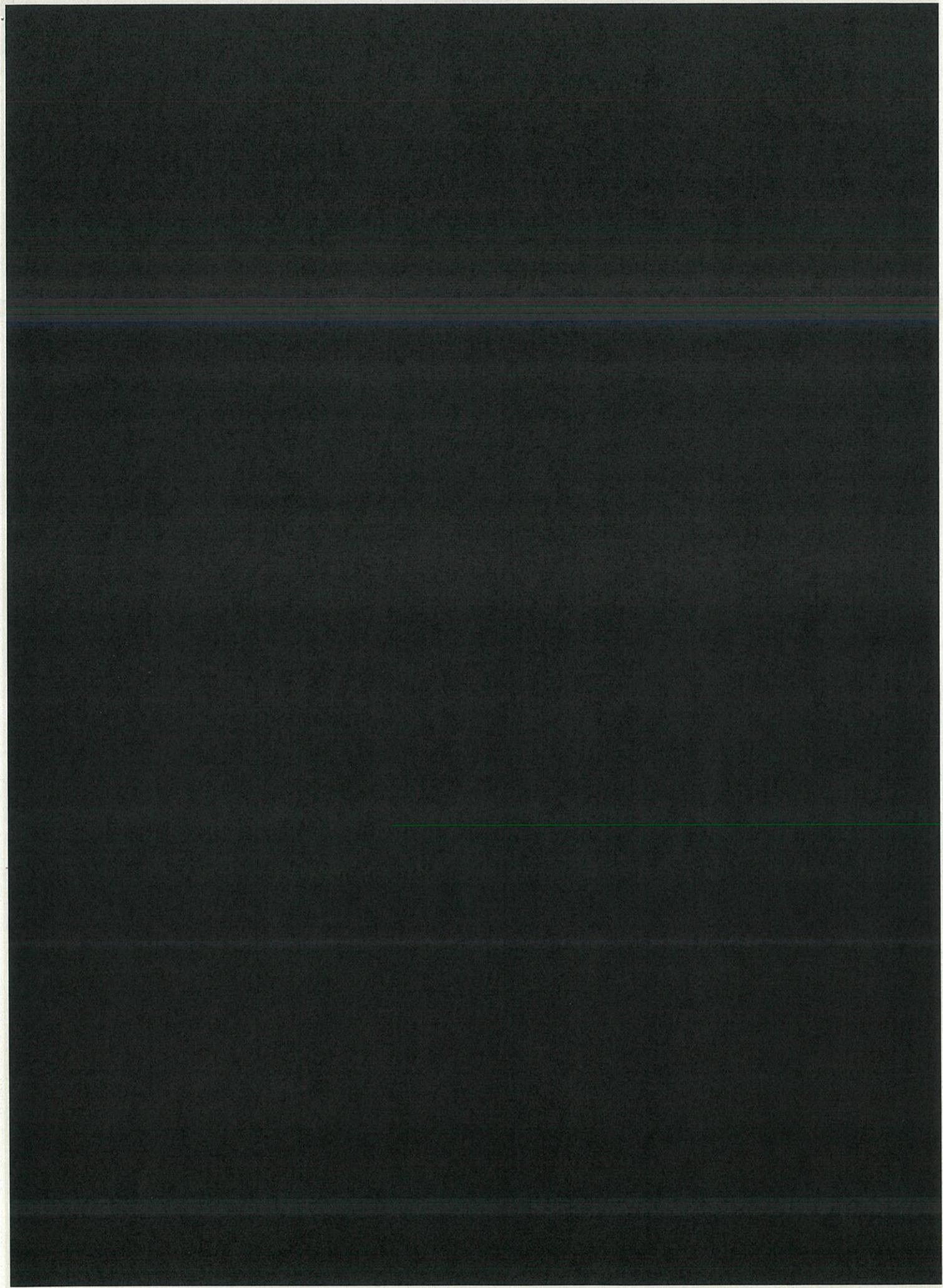
議題

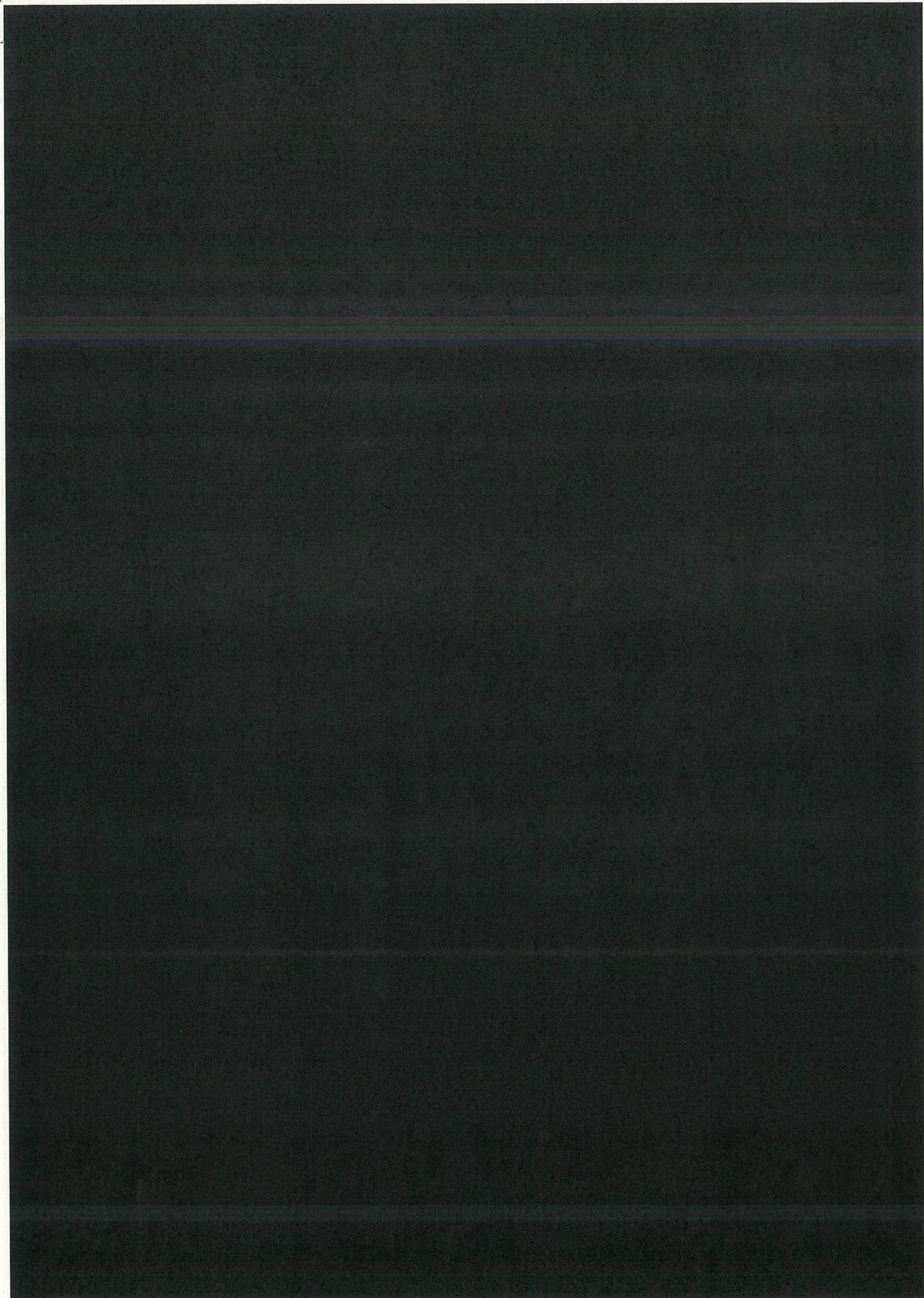
議員

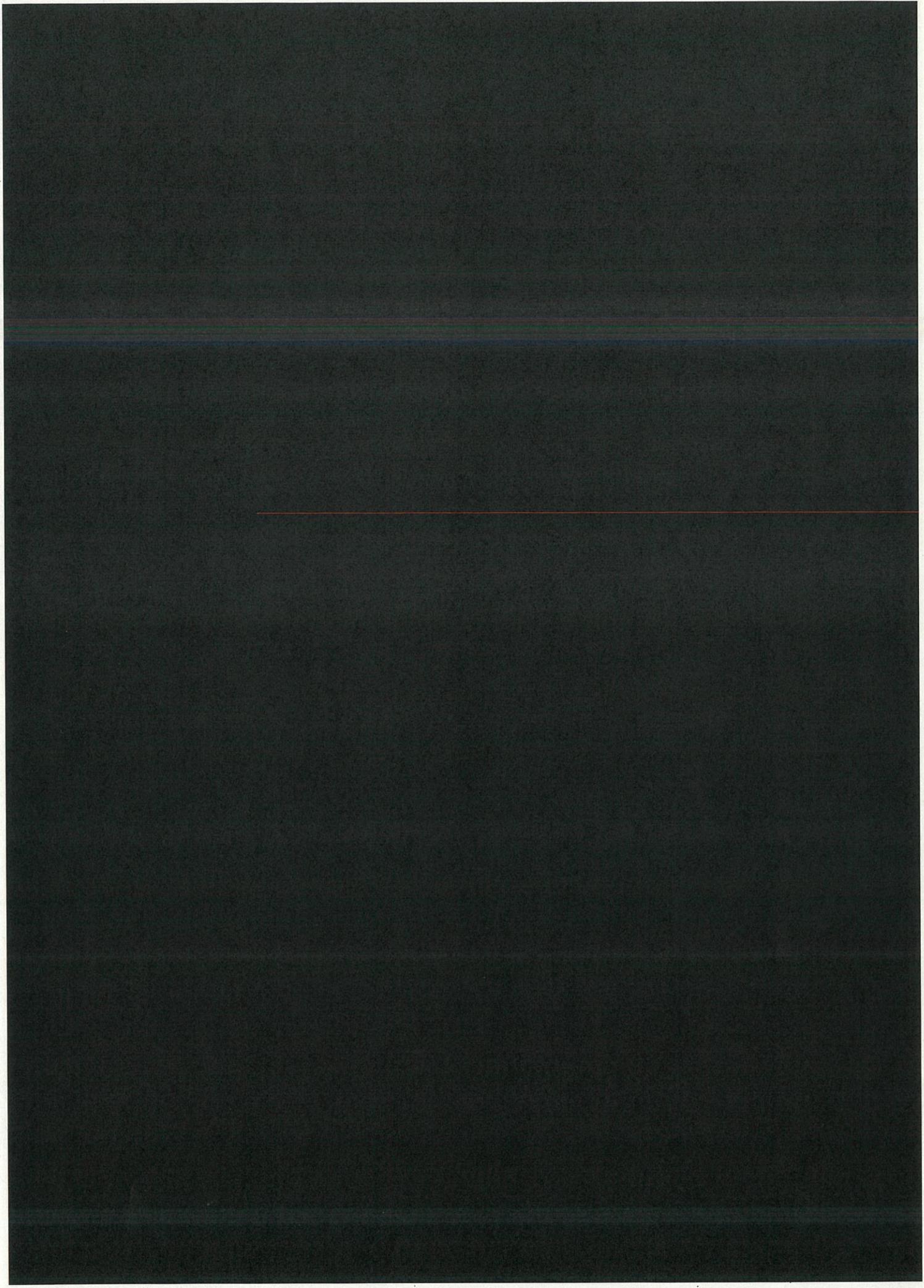
そうですか。…………と思ったんですけど。…………えらいご無礼しました。

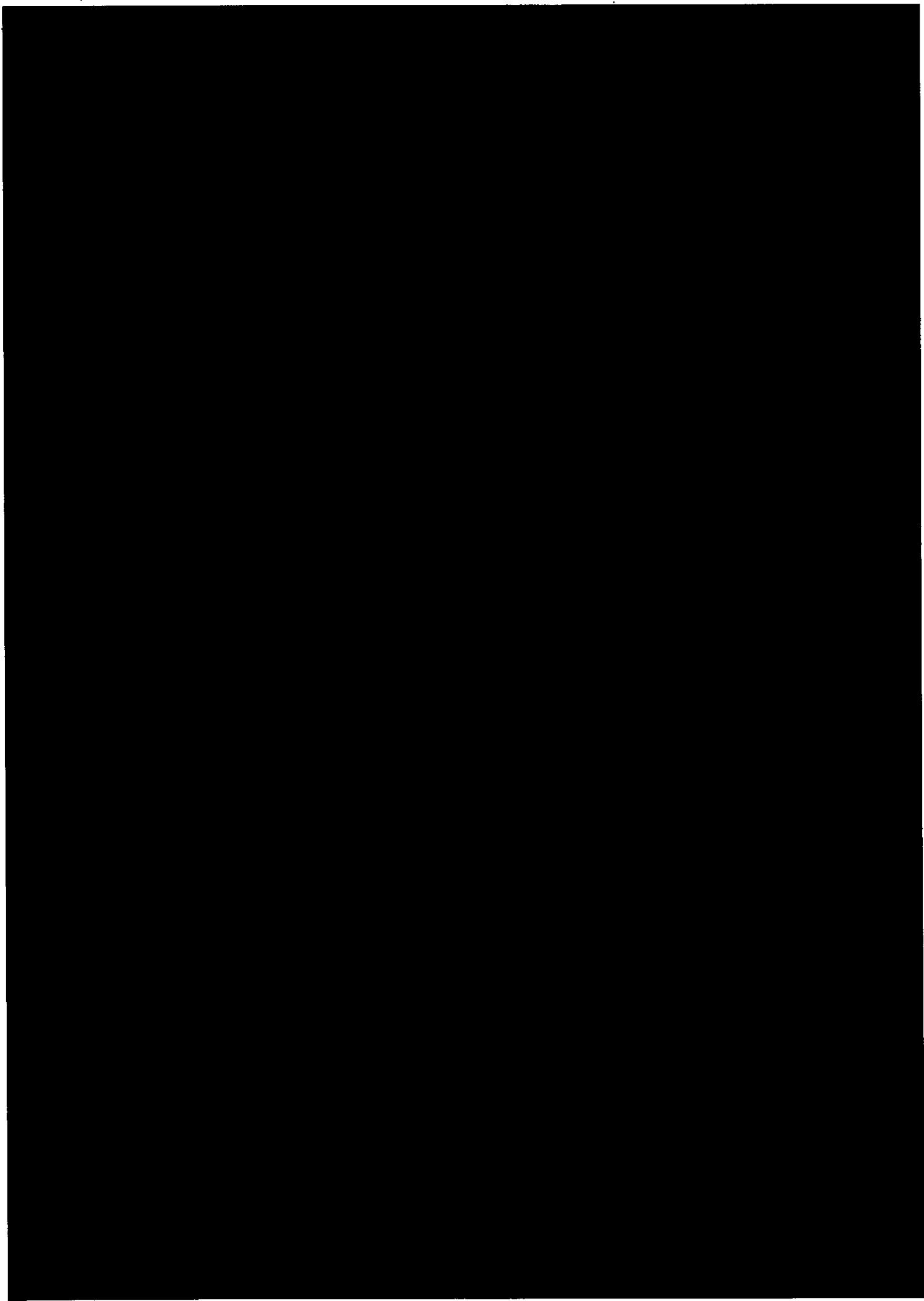


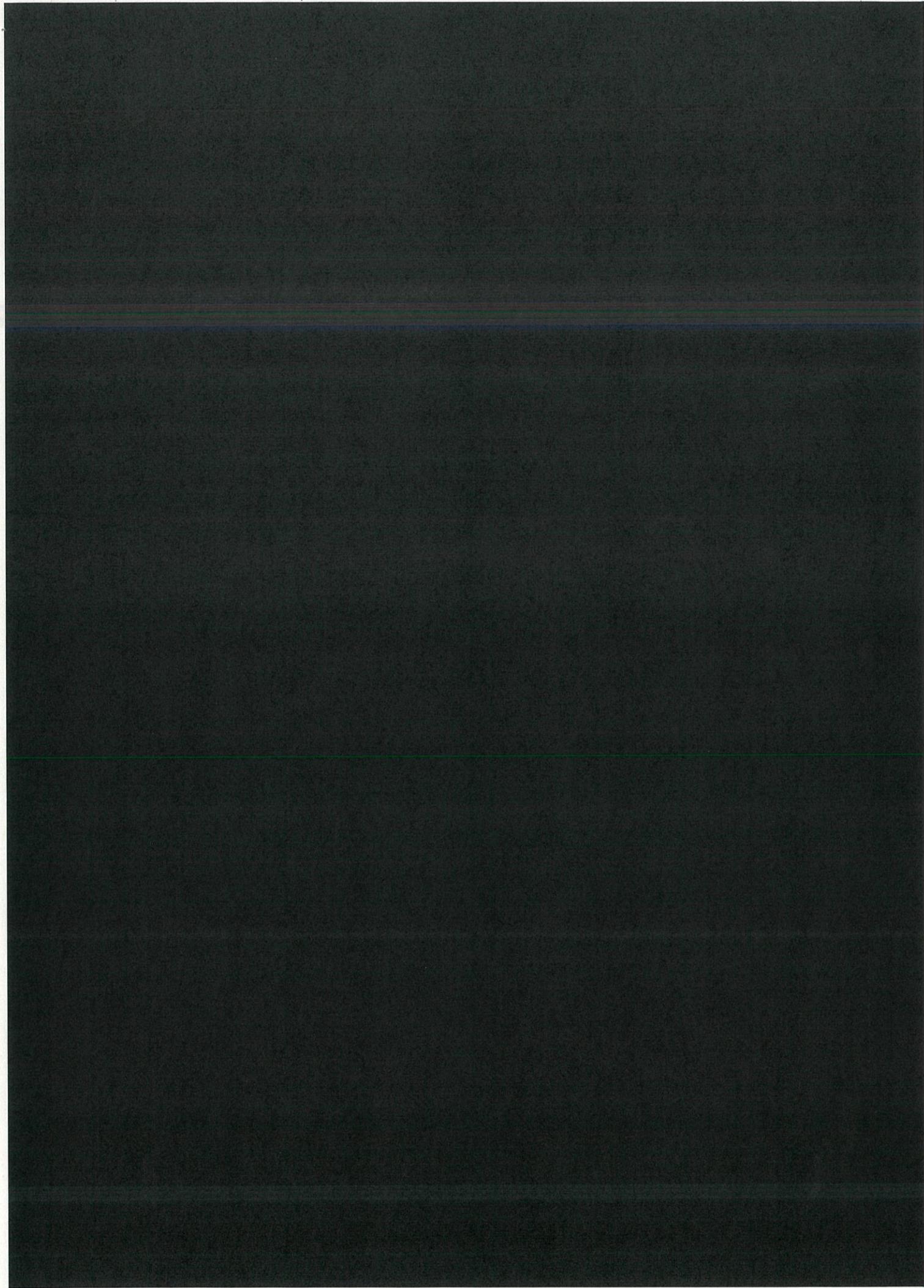


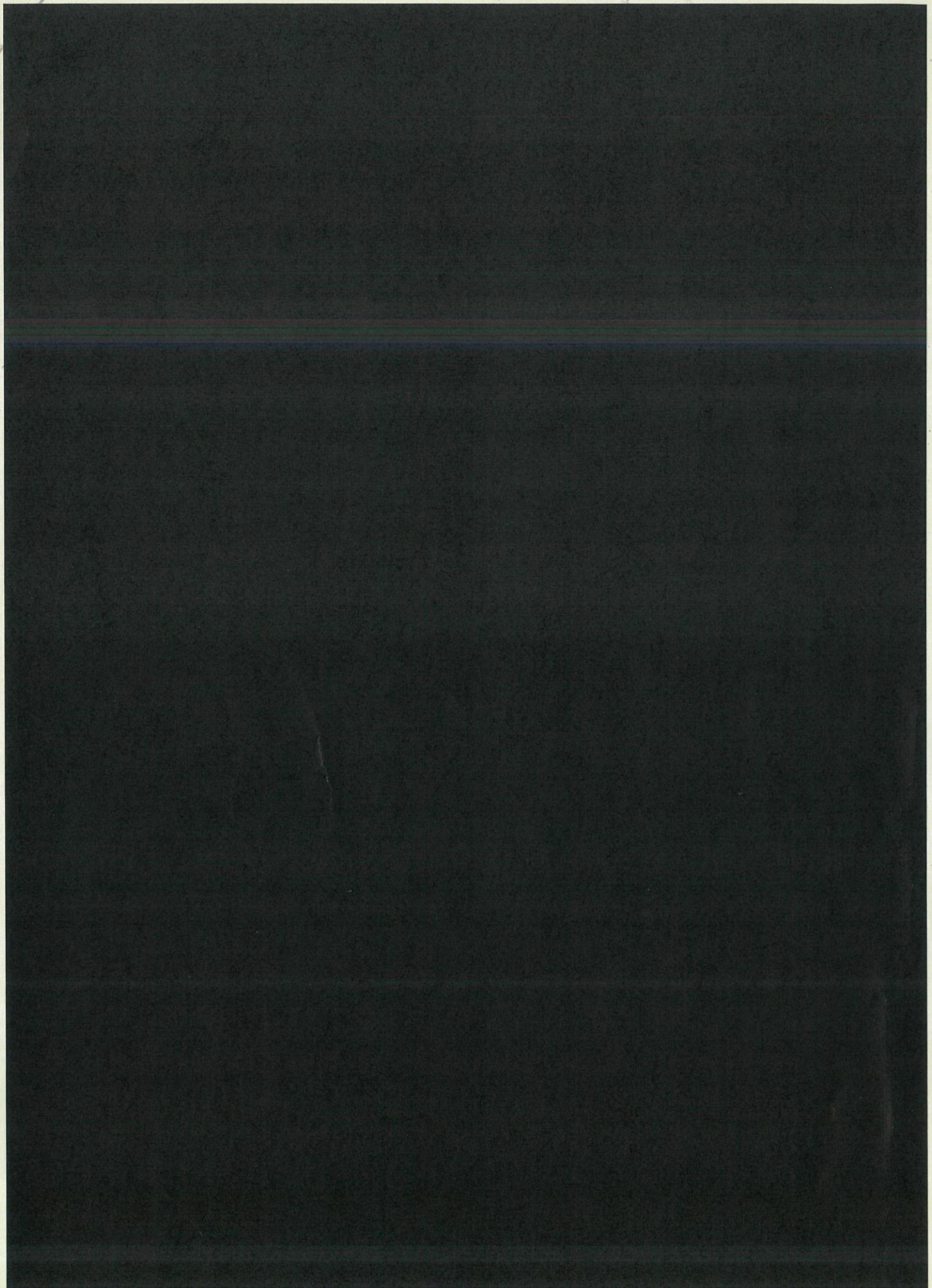


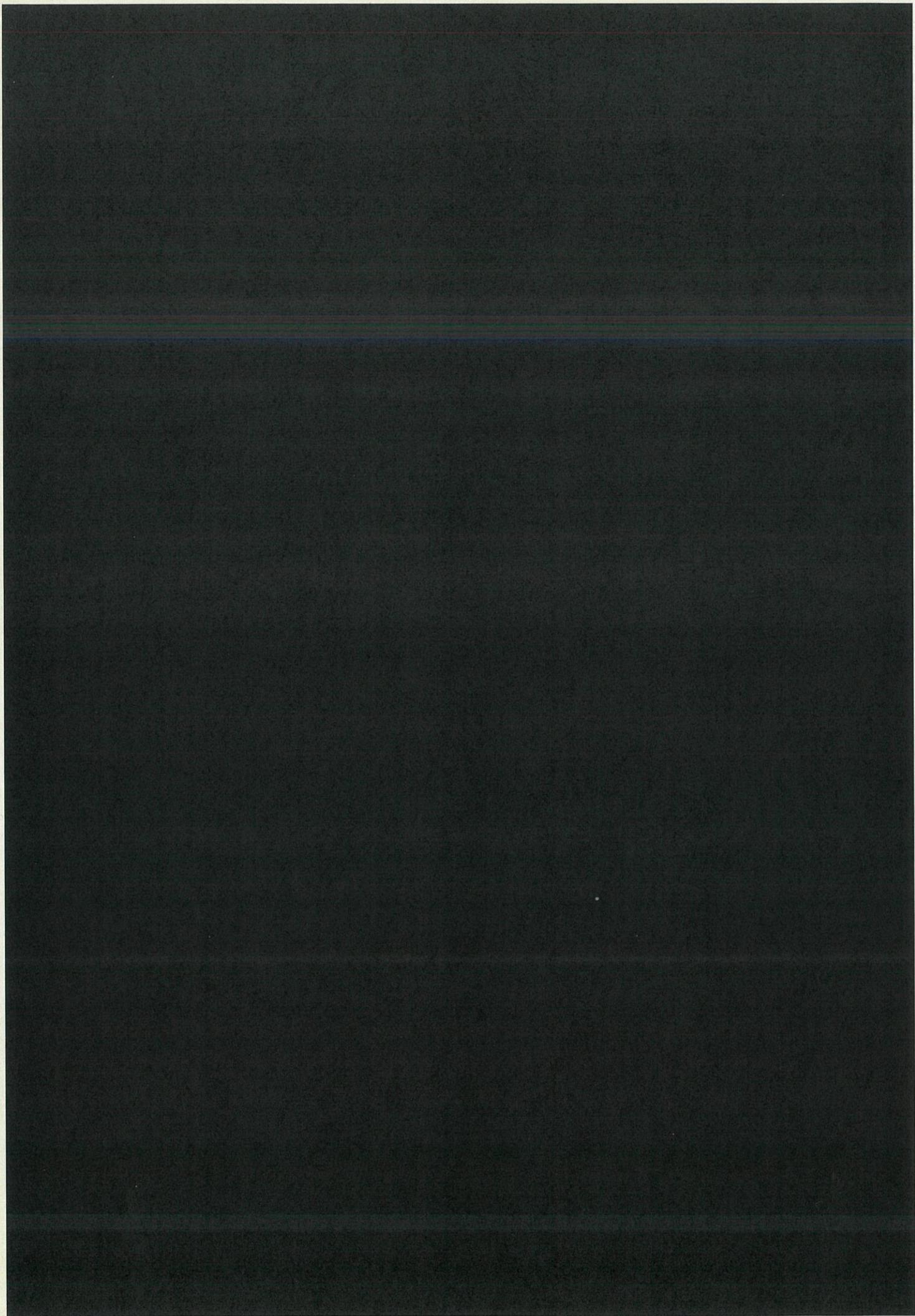


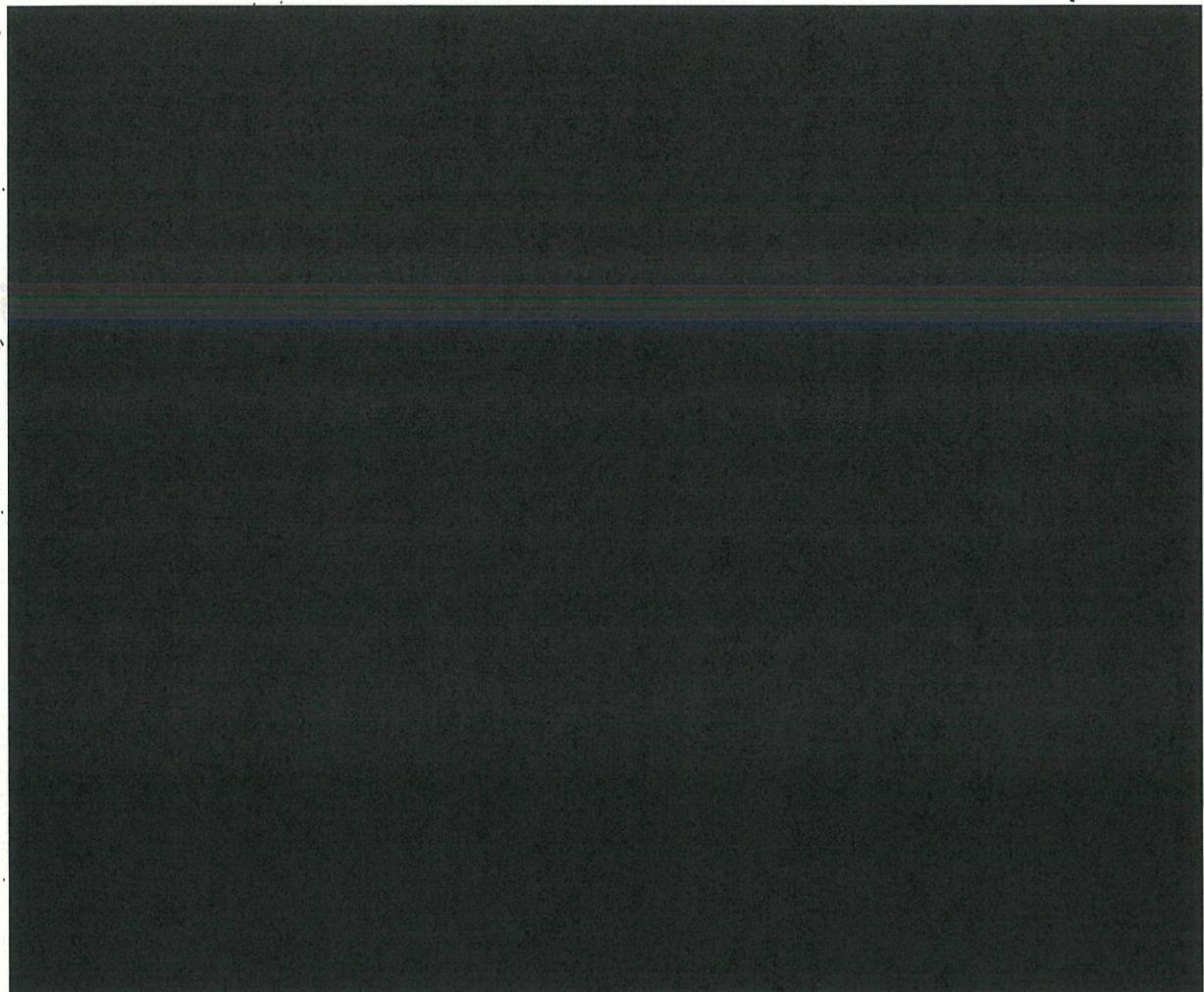












(C)

(C)

(C)

愛西市議会先例集

愛知県愛西市議会

第11章 議会で選挙、推選、選任される議員等の選出

第1節 審議会等

64 執行機関の付属機関である審議会等へは、法律等により議会の議員が指定されている場合を除き、原則として参画しないものとする。

第2節 選挙管理委員及び補充員

65 選挙管理委員及び補充員の選挙は指名推選による。
また、補充員の補充の順序は代理者のくじによる抽選により決定する。

第12章 その他

Q 第1節 全員協議会

66 議長が必要と判断したときは、全員協議会を開くことができる。

第2節 任期の申し合わせ

67 常任委員会、議会運営委員会、議会広報特別委員会の委員の任期は、2年とする。

第3節 議員及び説明員の呼称

68 議場における呼称は、議員は「○○議員」とし、説明員は「役職名」とする。

第4節 会議開催通知

69 会議開催の通知は、経費削減、迅速伝達の観点からファクシミリも可とする。

第5節 会議中の喫煙及び上着の着用

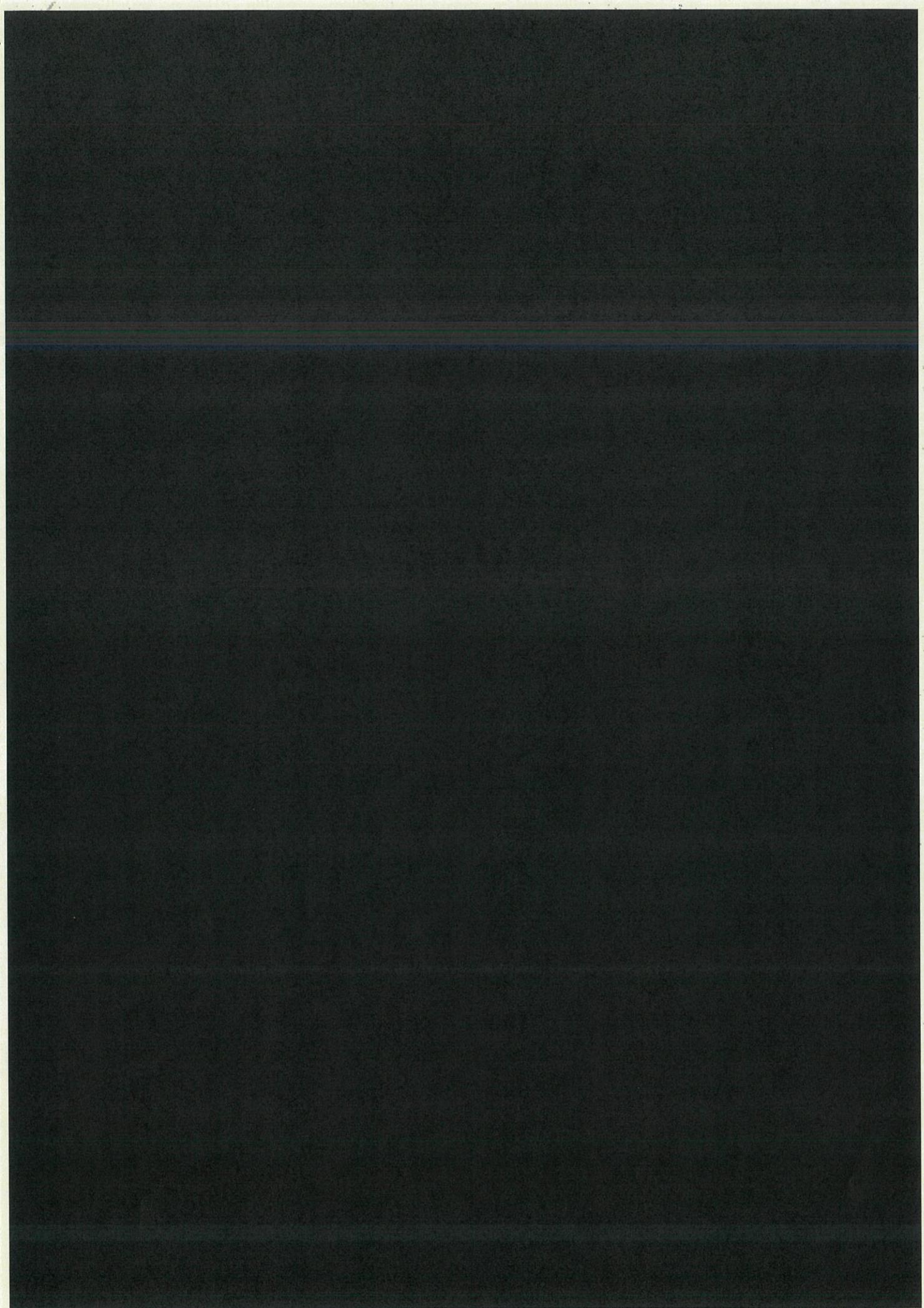
70 本会議、委員会は禁煙とし、休憩中に喫煙場所等を利用するものとする。

71 本会議、委員会での夏季（市のクールビズ期間中）の上着及びネクタイ着用は自由とする。

第6節 情報公開及び情報提供

72 議会の情報公開は、情報公開条例及び議会情報公開事務取扱基準の規定による。

73 議会の情報は、会議録、議会だより、ホームページ等により提供する。



議員の一般質問

1000

100% of our energy comes from renewable sources.

THE PRACTICAL APPROACH

